

改 出 後

別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	1～9 [略] 10 通常の使用状態において、取っ手の温度は室温プラス40度以下である <u>こと。</u> 11 [略]
2. ～10. [略]	[略]

別表第2（第7条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
1. ～9. [略]	[略]	[略]
10.ライター	[略]	[略]
	燃焼方式	(1)・(2) [略] <u>(3) その他のもの</u>
	点火方式	(1) [略] (2) 圧電素子を備えた <u>押しボタン式のもの</u> (3) 圧電素子を備えた <u>スライドボタン式のもの</u> (4) [略]
	意図しない点	(1) <u>操作力によるもの</u> ((3) に

改 出 前

別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	1～9 [略] 10 通常の使用状態において、取っ手の温度は室温プラス40度以下である <u>こと。また、取扱説明書にミトン等を用いて、やけどに注意する旨の事項を記載してあること。</u> 11 [略]
2. ～10. [略]	[略]

別表第2（第7条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
1. ～9. [略]	[略]	[略]
10.ライター	[略]	[略]
	燃焼方式	(1)・(2) [略] [新設]
	点火方式	(1) [略] (2) 圧電素子を備えた <u>直押し式のもの</u> (3) 圧電素子を備えた <u>スライド式のもの</u> (4) [略]
	意図しない点	(1) <u>操作力によるもの</u>

	火を防止する 方法	掲げるものを除く。 (2) [略] (3) <u>操作力及び操作変位によるもの</u>
	[略]	[略]

	火を防止する 方法	(2) [略] [新設]
	[略]	[略]

別表第3 (第20条関係)

特定製品の区分	検査設備	検査設備の基準
1. ~ 3. [略]	[略]	[略]
4.ライター	[略]	[略]
	内圧試験設備	[略]
	<u>エッジ判定試験設備</u>	<u>シャープエッジ試験装置 (手等を傷つけるおそれのある鋭いエッジを測定することができるもの) を備えていること。</u>

別表第3 (第20条関係)

特定製品の区分	検査設備	検査設備の基準
1. ~ 3. [略]	[略]	[略]
4.ライター	[略]	[略]
	内圧試験設備	[略]
	[新設]	[新設]

備考 表中の [] の記載は注記による。